令和５年度　船橋市立法田中学校危機管理マニュアル

Ⅰ　危機管理の必要性

学校は、生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故や災害が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

危機管理の㋐・㋑・㋒・㋓・㋔　を徹底する。

㋐・・・最悪を想定　　㋑・・・慎重に　　㋒・・・素早く

㋓・・・誠意を持って　　㋔・・・組織で対応

Ⅱ　危機管理の目的

1　生徒や教職員の命を守る。
2　危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
3　事件・事故や災害は発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
4　事件・事故の再発防止と教育の再会に向けた対策を講じる。

Ⅲ　危機管理体制・役割分担

係	任　務　分　担
本　部	・生徒の安全確保と校内連携、関係機関等への連絡、記録の保存と報道対応 本部長（校長）→ 全体総括、教職員への指示・命令 副本部長（教頭）→ 報道機関の窓口【窓口の一本化】
消火・防護係	・出火時の初期消火作業 ・電気設備、ガス、危険物施設等の安全措置
避難誘導係	・生徒の避難誘導 ・避難器具の設定・操作
警　備　係	・被害状況の把握と校舎内外の警備
救　護　係	・負傷者及び被救助者の応急救護
搬出・情報収集係	・重要文書等の搬出 ・船橋市防災無線及びテレビ等からの情報収集

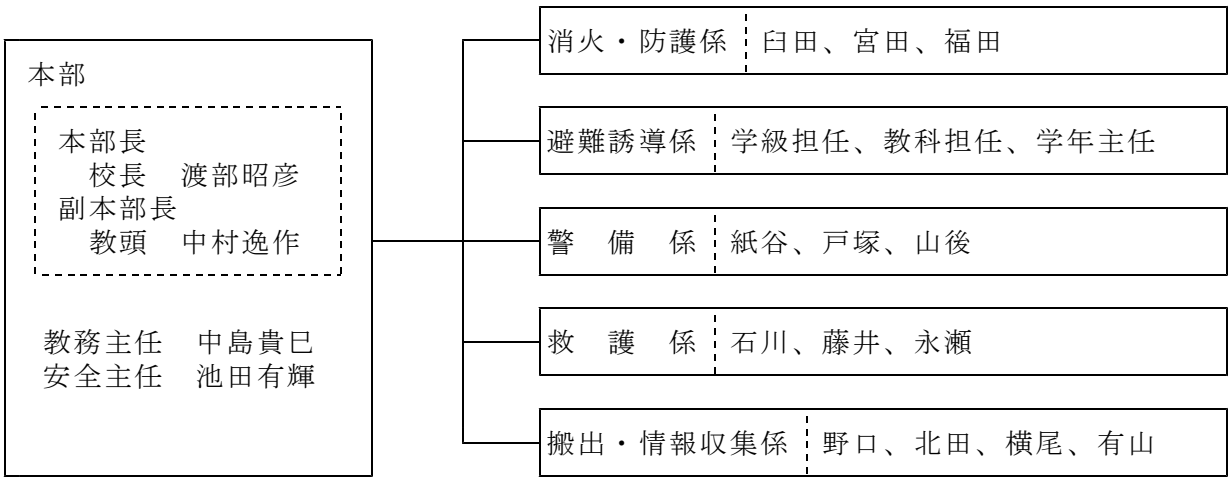

Ⅳ　危険発生時の対応フロー

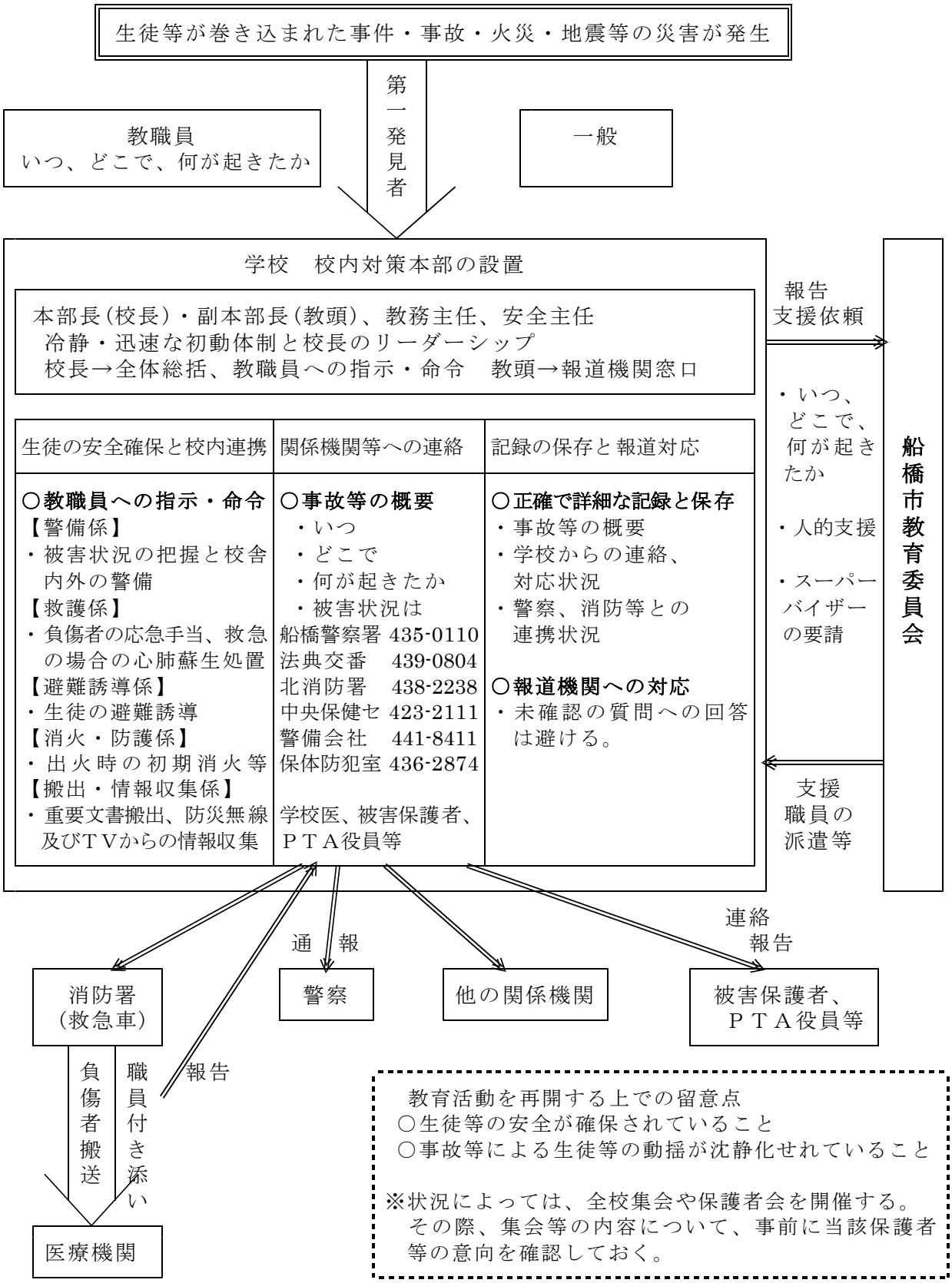

Ⅴ　不審者侵入時の危機管理

「不審者侵入の防止の３段階のチェック体制」

段　階	具 体 的 な 方 策
Ａ　校門	校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・ 利用時間の指定、防犯カメラの設置、来訪者向け案内等
Ｂ　校門から校舎の入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、 通行場所の指定、死角の排除等、防犯カメラの設置
Ｃ　校舎の入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、 名札の着用

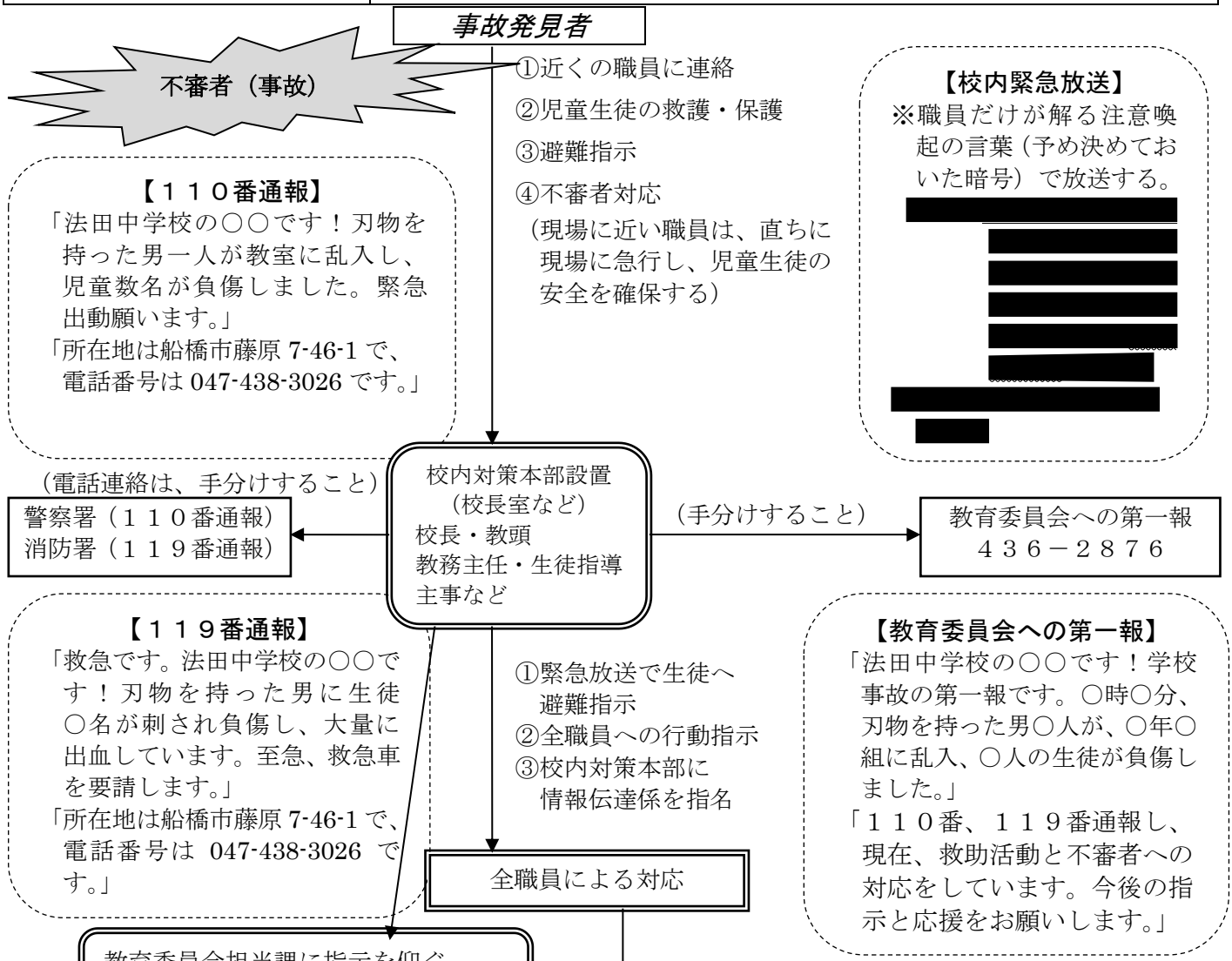

校長・教頭 （渡部・中村）	教務主任 （　中島　）	学年主任・担任等	生徒指導担当者等 （　紙谷　）	養護教諭・保健主事等 （　石川　）	事務職員等
・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・被害児童生徒の家庭連絡･家庭訪問等 ・外部機関との連携 ・報道関係への対応等	・関係保護者への連絡 ・ＰＴＡ役員への連絡 ・全保護者への連絡等	・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・保護者への引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等 ・救急車同乗	・現場直行 ・不審者への対応等	・応急手当 ・医療機関との連絡調整 ・場合によっては、救急車同乗	・電話対応 ・各種連絡等

※担当学級の生徒の安全確保（被害防止・避難指示）を的確に行うこと。

Ⅵ　Ｊアラートが発出された場合の危機管理

別紙を参考に、以下のとおり避難行動をとる。

１　Ｊアラートを活用した緊急情報が発信された場合

【屋外にいる場合】

○校地内にいる場合は、校舎内に避難する。

○近くに校舎がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

○できるだけ窓から離れる。

２　ミサイルが着弾した場合

【屋外にいる場合】

○口と鼻をハンカチ等で覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難する。

【屋内にいる場合】

○換気扇を止め、窓を閉め、できれば目張りをして室内を密閉する。

３　Ｊアラートを活用した緊急情報が発信された場合の登下校について

○情報収集に努め、地域の安全が確認できるまでは、自宅待機として登校を遅らせるか、下校させずに学校に待機させ、屋外に生徒が出ている状況にならないようにする。

別紙

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。

爆風

※イメージ

破片

※イメージ

爆風や破片などから身を守るため、
状況に応じた避難行動をとることが大切です!

とるべき行動については裏面をご覧ください▼

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、Jアラートを通じて緊急情報を流します。

1. 屋外スピーカーなどから国民保護サイレンとメッセージが流れます。
2. 携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールなどが届きます。

屋外にいる場合
【爆風や破片などを避ける】

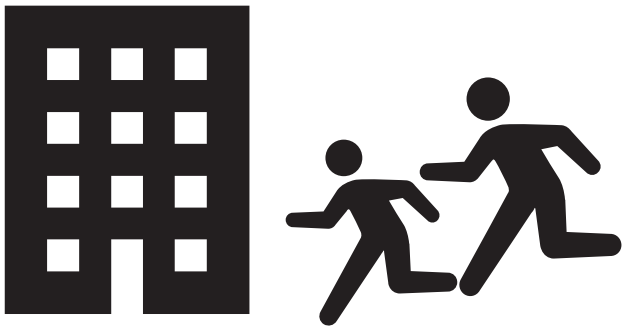

近くの建物の中（できれば頑丈な建物）
または **地下へ**

もしも、近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す
または
地面に伏せ頭部を守る

屋内にいる場合
【爆風で割れた窓ガラスなどを避ける】

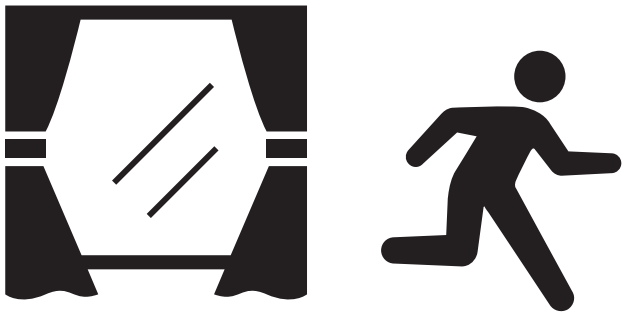

窓から離れる
または **窓がない部屋へ**

このパンフレットは、避難行動の必要性と最低限知っていただきたい避難行動を周知することを目的に制作しております。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ▶ 国民保護 検索

2018.4 作成

Ⅶ　地震対応　※詳細は、別紙【震災時対応マニュアル】参照

１　学校課業中の対応

（１）　基本的な考え方

震　度 （千葉県北西部）	対　　応
震度５弱以下	授業を中断し、机等の下に**一次避難**させる。 その後、状況により対応する。
震度５強以上	授業を中断し、**一次避難**後、校庭に**二次避難**させる。 保護者への引き渡しを検討する。 引き渡す場合は、学校に待機させる。

①放課後の場合、学校に残っている生徒について対応する。
②正確な情報収集に努め、より安全な避難を心がける。

（２）　一次避難

生徒の行動	教職員の動き
机の下にもぐる。	身を守るよう明確な指示を行う。 職員室にいる教頭または教職員が校内放送で指示を行う。

（３）　二次避難

生徒の行動	教職員の動き
主要動が終わって１分後行動開始 「お・は・し・も」 指定の場所で待機する	校庭に避難させる 人員の確認、けがの有無確認、報告 状況に応じて待機場所を変える

①校庭では安全に留意しながら速やかに移動
②学級毎に校庭の指定の場所に集合・整列、学級担任(学年職員)点呼
③担任→学年主任→校長(教頭)へ報告　＜警備係は最終確認＞
④本部長(校長)の指示があるまで、二次避難場所で待機
⑤引き渡し場所への移動または状況に応じて広域避難場所(グラスポ)へ避難

（４）　引き渡し等の手順について

①速やかに災害対策本部を設置する

	本　部	学級担任	その他職員
事前準備	**在校生徒の確認** **引き渡し場所の決定** (各教室または体育館)	**在校生徒の掌握** 家庭環境調査票の準備	
保護者対応	**駐車場・駐輪場の準備** **引き渡し方法の確認**	**引き渡し窓口の設営** 名簿・筆記用具・いす机の準備	**保護者対応誘導**
引き渡し		**引き渡し（名簿チェック）** **本部への報告**	
	引き渡し状況の集約 **委員会への報告**		

2 登校前、下校後の対応

次のとおりとし、**その後のことについては学校から生徒・保護者にメール配信**する。

場　面	震　　度	対　　応
登　校　前	震度５弱～強	自宅待機
	震度６以上	当日は休校
下　校　後	震度５弱～強	翌日は自宅待機
	震度６以上	翌日は休校

3 登下校中の対応

次のとおりとし、その後のことについては学校から生徒・保護者に連絡する。

震　度	対　　応(自主対応)
震度４まで	危険を回避して、情報を周囲から聞いて安全に留意して登校
５弱 以上	・頭を守り、周囲の状況から自分で判断し、行動 ・**自分のいる場所から帰宅するか登校するか判断し避難**

4　地震防災応急対策要員の動員

震　度	動　員	勤務時間内	勤務時間外
５弱 以上	校長　教頭 教務 **第１次参集者**	ただちに配備	ただちに出勤する
５強 以上	全職員	ただちに配備	出勤可能な職員が配備につく

※　第１次参集者・・・ **西川博章　土屋祐喜　鹿嶋俊樹**

・災害対策要員として徒歩３０分以内で学校に着ける約５名で初期対応組織を作る。
・一番早く到着した職員がリーダーとする。
・教職員の出張中の場合は、学校に連絡し校長の指示を仰ぐ。できれば帰校する。
・本人および家族の安全確保・確認をしてから配備につく。

※　学校への参集について見合わせる場合

ア　動けないような大きな怪我を負った場合
イ　家族に応急措置が必要な負傷者が出た場合
ウ　自分の住居が火災になっている場合や、ガス漏れや近隣の火災等、二次災害が予想される場合
エ　外出中で交通手段が遮断され、徒歩での参集も不可能な場合
オ　学校までの経路に甚大な被害(火災、建物倒壊、土砂崩れ、堤防決壊など)があり、徒歩での参集も不可能な場合
カ　命に危険が生じる場合
キ　育児休業中、病気休暇中の場合

Ⅷ　風水害対応　※詳細は、別紙【警報発令時の学校対応表】参照

【参考】
台風１５号　令和元（2019）年９月８日～９日

				船橋市天気
９月８日１６時父島近海上	965hPa	30km/h	風速 2.7m 降水量 0mm	**暴風警報発令 16:30**
９日　０時伊豆大島付近海上	955hPa	20km/h	風速 2.9m 降水量 0mm	
３時三浦半島通過	960hPa	25km/h	風速 6.1m 降水量 19.5mm	
５時千葉市付近上	960hPa	25km/h	風速 3.8m 降水量 33.5mm	**船橋市最接近**
６時香取市付近	960hPa	25km/h	風速 8.0m 降水量 12.0mm	
９時日立市東海上	965hPa	25km/h	風速 4.0m 降水量 1mm	
１３時いわき市沖	970hPa	30km/h	風速 4.1m 降水量 0mm	**大雨警報解除 13:21**

Ⅸ　本校が避難所になった場合の対応

１　基本的な考え方

（１）体育館を避難所として開設する。
（２）基本的には市職員があたるが、緊急に開設する必要があるときは校長・教頭・学校職員が開設する。
（３）夜間・休日等の場合は市職員（非常参集職員）が実施する。教頭、非常参集要員も協力する。

２　運営の手順

（１）体育館の安全確認、施設の解錠　→市職員または学校職員
（２）避難者名簿の配布・作成　→受付の作成
（３）居住区域の割り振り　→体育館の区分け
（４）食料、生活必需品の配給
（５）トイレやストーブなどの設置
※校内分担として生徒の安全確認は担任・学年主任が行い、避難所準備は教頭・教務主任・生徒指導主事・事務職員が行う。

３　避難所開設時の職員役割分担

・災害対策本部長：全体の統括　市職員または地域の代表者、地域から推薦された方

・災害対策副本部長：本部長の補佐

・情報広報担当：防災無線、メール配信、ＨＰ更新

・避難誘導、児童生徒把握担当：児童生徒の安全確認、避難者名簿の作成

・救護、衛生管理担当：けが人病人への対応、消毒、トイレ設置

・炊事、給水担当：食事、水の配給など

・生活物資担当：毛布・ストーブ・灯油の配布など

別添2

警 報 等 発 令 時 の 学 校 対 応 表

令和2年7月28日

気　象　庁　予　報
特　別　警　報(波浪・高潮除く)
各　種　警　報
雷　注　意　報
竜　巻　注　意　情　報
各　種　注　意　報

【対応の基本方針】
・船橋市または千葉県北西部の気象庁の予報で判断し、市内共通して臨時休業などの対応を行う
・この対応にそって、保護者が判断する(当日のメール配信はなし)
【事前対応】
・学校は地域の危険個所等の実状把握、児童・生徒への指導、**保護者への周知を徹底する**
【前日(週明け)などに悪天候が予想される】
・児童・生徒への指導、**再度、保護者へ対応のメール配信等を行う**(朝の練習などの活動中止を含める)

時　間	気　象　庁　予　報	教　育　委　員　会　の　対　応	学　校　の　対　応	家庭(児童・生徒)の対応
在宅時 船橋市 又は 千葉県北西部の気象 予報で判断	特別警報(波浪・高潮除く)	午前7時で警報発令　**→「臨時休業」※メール配信はなし** 午前7時で警報等が解除されている場合　**→「通常通り」※メール配信はなし** ↓ (ただし、学区の状況によっては校長の判断で、対応する。**対応はメール配信する**) ※保護者の判断で遅刻・欠席可		**6時の時点で警報が出ていたら →　自宅待機** **7時の時点で警報の有無を確認 有　→　臨時休業 無　→　通常通り** 保護者の判断で遅刻・欠席可
	暴　風　警　報 暴　風　雪　警　報 大　雪　警　報 大　雨　警　報 洪　水　警　報			
	雷注意報 竜巻注意情報	通　常　通　り	通　常　通　り	保護者の判断で遅刻・欠席可
	その他注意報			通　常　通　り
在校時	特別警報(波浪・高潮除く) その他警報・注意報	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える
下校時	特別警報(波浪・高潮除く) その他警報・注意報	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 **安全が確保されるまで帰宅させないこと** 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える

給　食	臨時休業の場合の給食費は返金しない 交通機関の停止などで食材が届かない場合は、提示した献立とは代わる可能性がある